

第11章 事後調査の内容

11.1 事後調査を行う理由

事後調査の項目及び手法の選定にあたっては、熊本県環境影響評価技術指針に規定する「事後調査の項目及び手法の選定に関する指針（下記参照）」に基づき設定した。

- (1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- (2) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- (3) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- (4) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

11.2 事後調査計画

工事中の事後調査計画を表 11.2-1(1)～(2)に、供用後の事後調査計画を表 11.2-2(1)～(2)に示す。

なお、工事中においては、毎年度の工事計画等に応じて調査地点及び調査期間等を検討し、事後調査の具体的な実施計画を策定したうえで調査を実施する。

表 11.2-1 (1) 事後調査計画 (工事中)

項 目		実施の理由	事後調査の項目及び手法				環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針	事後調査の実施主体
環境要素	環境要因		調査項目	調査地点	調査期間	調査方法		
全般	工事の実施	予測条件とした工事計画に不確実性があるため。	工事計画、工事方法、環境保全措置の実施状況	工事実施区域	工事期間中	現地確認、資料の収集・整理	追加の環境保全措置を講じる。	事業者
大気質	建設機械の稼働	予測条件とした工事計画に不確実性があるため。	粉じん等 (降下ばいじん)	予測地点とした5地点	造成工事等で土砂掘削及び盛土等を実施する時期 (4回/年)	ダストジャーによる捕集	散水頻度の増加や防塵ネット及び土木安定シート設置箇所拡大等の追加的な保全対策を講じる。	事業者
騒音	建設機械の稼働	予測条件とした工事計画に不確実性があるため。	騒音レベル	予測地点とした5地点	建設機械の稼働台数が最大と想定される時期 (1回以上/年)	「騒音に係る環境基準について」 (平成10年環境庁告示第64号) 及び「環境騒音の表示・測定方法」 (JIS Z 8731) に定める方法	防音シート設置箇所の拡大や生活道路における工事車両の減速の追加指導等の追加的な保全対策を講じる。	事業者
	騒音レベル、交通量 (工事用車両の台数)		搬入道路の沿道1地点	資材等運搬車両台数が最大と想定される時期 (1回以上/年)				
振動	建設機械の稼働	予測条件とした工事計画に不確実性があるため。	振動レベル	予測地点とした5地点	建設機械の稼働台数が最大と想定される時期 (1回以上/年)	「振動規制法施行規則」 (昭和51年総理府令第58号) 及び「振動レベル測定方法」 (JIS Z 8735) に定める方法	作業効率化の促進等の追加的な保全対策を講じる。	事業者

表 11.2-1 (2) 事後調査計画 (工事中)

項目		実施の理由	事後調査の項目及び手法				環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針	事後調査の実施主体
環境要素	環境要因		調査項目	調査地点	調査期間	調査方法		
水質	雨水の排水	予測条件とした工事計画に不確実性があり、かつ環境保全措置の内容をより詳細なものにするため。	浮遊物質 (SS)、河川流量及び流速	放流先 2 地点 (予測地点と同様)	造成工事等で土砂掘削及び盛土等を実施する期間において濁水が発生する時期 (降雨時 4 回/年)	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) に定める方法	工事区域路面清掃の頻度増加やシート設置面積の拡大等の追加的な保全対策を講じる。	事業者
動物	雨水の排水	水質に係る環境保全措置の実施状況及びその効果によっては予測結果に不確実性が生じるため。	ニホンスッポン、コガタノゲンゴロウ、ウスイロシマゲンゴロウ、ミナミメダカ、ウスイロオカチグサガイ	対象事業実施区域及びその周辺	対象種の確認適期に 1 回/年 (夏季を基本とする)	現地確認	有識者から助言を得て、シート設置面積の拡大等の追加的な保全対策を講じる。	事業者
植物	雨水の排水	水質に係る環境保全措置の実施状況及びその効果によっては予測結果に不確実性が生じるため。	タンスイベニマダラ	対象事業実施区域及びその周辺	本種の確認適期に 1 回/年	現地確認	有識者から助言を得て、シート設置面積の拡大等の追加的な保全対策を講じる。	事業者
生態系	雨水の排水	水質に係る環境保全措置の実施状況及びその効果によっては予測結果に不確実性が生じるため。	ゲンジボタル	対象事業実施区域及びその周辺	本種の確認適期に 1 回/年 (5 ~ 6 月)	現地確認	有識者から助言を得て、シート設置面積の拡大等の追加的な保全対策を講じる。	事業者

表 11.2-2 (1) 事後調査計画 (存在・供用時)

項目		実施の理由	事後調査の項目及び手法				環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針	事後調査の実施主体
環境要素	環境要因		調査項目	調査地点	調査期間	調査方法		
騒音	自動車の走行	予測条件とした将来交通量に不確実性があるため。	騒音レベル、交通量	杉並木公園線及び菊陽空港線の延伸区間(予測地点と同様)	造成完了後5年経過した時点を目安に1回実施	表 11.2-1(1)と同様	遮音壁の設置や速度低減の注意喚起等の騒音の影響低減に資する環境保全措置を検討する。	事業者
地下水	敷地の存在(土地の改変)	供用後の環境保全措置の内容をより詳細なものにするため。	浸透型調整池における地下水涵養量	対象事業実施区域及びその周辺	造成完了後5年経過した時点を目安に1回実施	現地確認、資料の収集・整理	浸透施設の設置箇所の追加等の環境保全措置を検討する。	事業者
動物	敷地の存在(土地の改変)	供用後の環境保全措置の効果を確認するため。	ヒナコウモリ、ヒナコウモリ科、オヒキコウモリ	<u>任意観察法</u> 対象事業実施区域及びその周辺 <u>自動録音法</u> 水辺、樹林地の各1地点	事業活動が通常の状態に達した時期 <u>任意観察法</u> 1回(春季) <u>自動録音法</u> 1回×1週間(春季)	現地確認(任意観察法、自動録音法)	有識者から助言を得て、追加の環境保全措置を講じる。	事業者
			ニホンスッポン、コガタノゲンゴロウ、ミナミメダカ、ウスイロオカチグサガイ	対象事業実施区域及びその周辺	事業活動が通常の状態に達した時期に1回(夏季)	現地確認	有識者から助言を得て、追加の環境保全措置を講じる。	事業者

表 11.2-2 (2) 事後調査計画 (存在・供用時)

項 目		実施の理由	事後調査の項目及び手法				環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針	事後調査の実施主体
環境要素	環境要因		調査項目	調査地点	調査期間	調査方法		
生態系	敷地の存在 (土地の改変)	供用後の環境保全措置の効果を確認するため。	ゲンジボタル	対象事業実施区域内及びその周辺	事業活動が通常の状態に達した時期の1回 (5~6月)	現地確認	有識者から助言を得て、追加の環境保全措置を講じる。	事業者
景観	敷地の存在 (土地の改変)、構造物の存在	予測条件とした将来土地利用及び構造物の状況について不確実性があるため。	眺望景観	対象事業実施区域及びその周辺 (予測地点と同様の地点を想定)	造成完了後5年経過した時点を目安に1回実施	現地確認	緑化の追加的な促進等の追加の環境保全措置を講じる。	事業者